

第1章 第二次環境基本計画の概要

望ましい将来像

清らかな千曲川のほとり、豊かな緑があふれ、
だれもが心の豊かさを感じられる、ふるさと千曲市

1 計画の目的

第二次環境基本計画は、これまでの第一次計画の10年間を継承し、千曲市の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるように、『望ましい将来像』の実現にむけた具体的な行動を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、市民、事業者、市などあらゆる立場の人々が、連携して環境問題の解決にむけて行動することによって、千曲市の『望ましい将来像』が実現することをめざしています。

2 計画の位置づけ

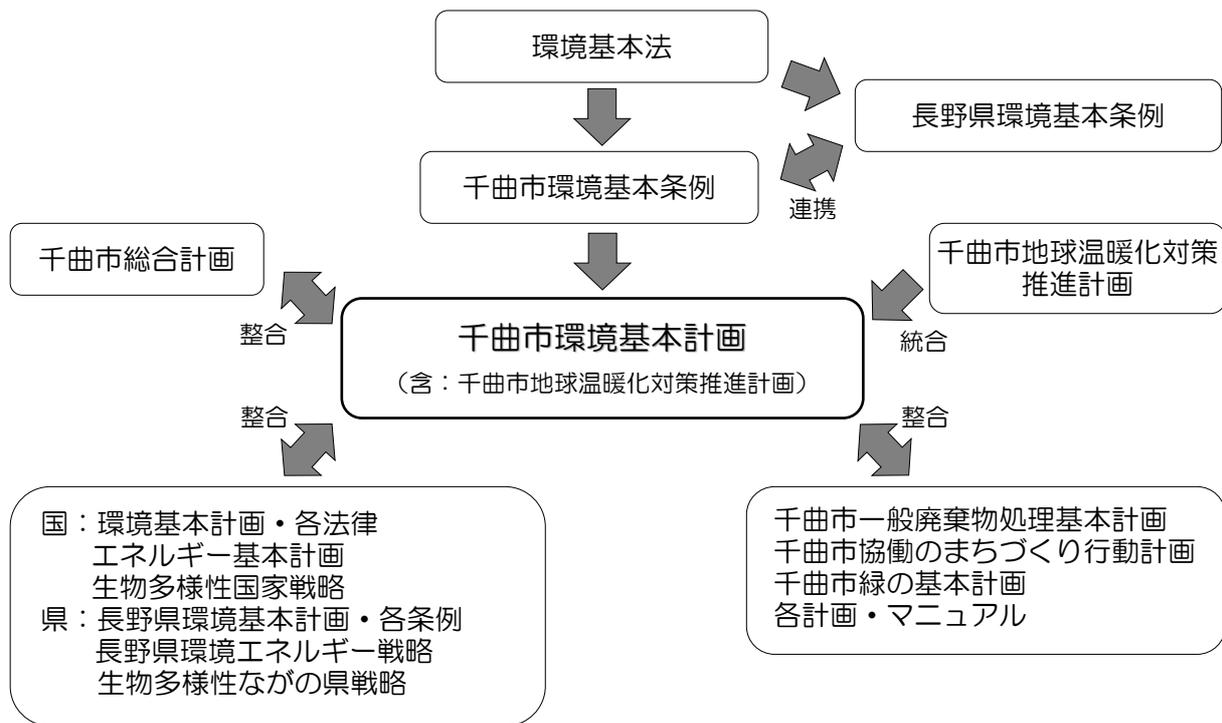
本計画は、千曲市環境基本条例に基づき策定したもので、環境の保全および創造に関して、もともと基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿って進められる必要があります。また、市民、事業者、行政の環境に関する取り組みの基本的な指針となります。なお、地球温暖化問題にさらに積極的、効果的に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定」に基づいた「第二次千曲市地球温暖化対策推進計画」を包含した計画として位置づけています。

千曲市環境基本条例の基本理念

環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

環境の保全等は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下、自主的かつ積極的に行わなければならない。

地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。



3 計画の対象期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とし、長期目標は一次計画から 20～30 年後としました。

4 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、市や市民、事業者がかかわる環境すべてとなります。
計画では、次の 5 つのテーマで課題を整理し、目標を定めています。

①多様な主体の協働：しくみと場・環境情報・コミュニティ

②生物多様性の保全：野生動植物と生息環境・水辺環境・里山・農地や山林
・都市の緑

③もったいない：資源と廃棄物・リサイクル・不法投棄・水資源

④安 全 安 心：低炭素社会の実現・エネルギー・公害・オゾン層

⑤環境学習のすすめ：こどもたちの環境学習・市民の環境学習
・環境への理解と行動

5 計画の主体

今日では、環境問題を解決し生活を向上するためには、市の法規制的な対応だけではなく、社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に行動していくことが重要です。そこで本計画では、計画の主体を『市民』『事業者』『市』『学校』としています。各主体の役割を次に示します。

市民 の役割

市民は、日常生活において環境に与えている影響を理解し、自ら環境への負荷を低減するよう努めます。また地域や市と協力して環境活動などを率先してすすめ、活動の輪を広げていきます。

事業者 の役割

事業者は、自然環境の適正保全や廃棄物の適正処理、再生資源の使用などにより環境への負荷を低減し、環境配慮型の事業活動に取り組みます。また地域や市が行う環境活動にも積極的に協力します。

市 の役割

市は、環境基本条例、環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを重要施策として位置付け、実施します。また、職員自らが率先して環境への負荷の低減に取り組みます。

学校 の役割

学校は、市民やPTAなどと協力し、環境学習のサポーター制度を活用しながら、郷土の自然保護活動を学習に取り入れたり、ピオトープづくり、学有林づくりに積極的に取り組みます。

6 言葉の定義

計画をすすめる上で軸となる言葉の定義について、次に示します。

- ◇望ましい将来像：千曲市の環境が将来どうあるべきか、理想とする環境像を示したもの。
- ◇基本方針：望ましい将来像を実現するための基本となる柱、テーマ。
- ◇長期目標：望ましい将来像を実現するための、一次計画からおおよそ20～30年の間で目指す目標。
- ◇10年後の目標：長期目標を実現するために、10年後を目安に設けた目標。進行管理ができるように、できるだけ数値目標を設けました。
- ◇プロジェクト：長期目標を実現するための具体的な施策。

7 具体的な取り組み

「望ましい将来像」の実現のため、以下のような体系によって、具体的な取り組みをすすめていきます。

【基本方針】

【長期目標】

清らかな千曲川のほとり、豊かな緑があふれ、だれもが心の豊かさを感じられる、ふるさと千曲市

基本方針1
市民みんなが
主役のまち

- 1-1 環境活動が広がるしくみや場を活用します
- 1-2 環境情報を発信し、市民の関心を高めます
- 1-3 地域のコミュニティを大切にします

基本方針2
自然豊かな
ふるさと

- 2-1 泳ぎたい千曲川を復活します
- 2-2 生きものが豊かな小川や水辺を復活します
- 2-3 里山を守り、活かしていきます
- 2-4 多様な生物を守ります
- 2-5 環境に配慮した農林業を推進します
- 2-6 市街地の緑を育てます

基本方針3
『もったいない』
を大切にする
くらし

- 3-1 使い捨てでない、地球にやさしい生活をします
- 3-2 『ずく』を出して、ごみを出しません
- 3-3 不法投棄、ポイ捨てをしません
- 3-4 水資源を大切に、有効活用します

基本方針4
地球を大切に
する、安全で
安心なまち

- 4-1 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに積極的に取り組み、低炭素なまちづくりをすすめますー第二次千曲市地球温暖化対策推進計画ー
- 4-2 公害等の心配のないまちをつくります

基本方針5
豊かな心をはぐ
くむ環境学習

- 5-1 こどもたちの環境学習をすすめます
- 5-2 市民の環境学習をすすめます
- 5-3 環境への理解をすすめて、行動できる人を育てます

【各長期目標におけるプロジェクト】

| 長期目標 | プロジェクト | |
|------|---|--|
| 1-1 | ①市民や市民グループの連携の機会を増やす(新) ③環境について市長と語る会を開く ⑤千曲市自然博物館の開設を検討する(新) | ②地域の環境活動を応援するしくみを活用する ④市民が環境向上について学び、取り組む機会を作る(新) |
| 1-2 | ①千曲市の環境白書を作成し、公表する | ②環境情報を市民に伝える |
| 1-3 | ①『ゴミニケーション』を展開する ③市内一斉で打ち水大作戦を行う | ②地域のイベントや伝統行事を盛り上げる |

| | | |
|-----|--|--------------------------------------|
| 2-1 | ①適正な排水処理をすすめる ③水に親しめる公園やビオトープをつくる | ②みんなで千曲川をきれいにする |
| 2-2 | ①ホテルやトンボなどがすみよい水辺を保全する ③透水性の高いまちづくりを行う | ②一年中水の流れる用水・水路を復活させる |
| 2-3 | ①自然遊歩道や登山道を整備し、身近な自然に親しむ ③こどもたちが里山に触れ合う機会を増やす(新) | ②里山の手入れをみんなですすめる |
| 2-4 | ①希少動植物を保全するしくみをつくる ③巨樹・巨木を保護する | ②外来動植物を駆除する ④生物多様性地域戦略の策定を検討する(新) |
| 2-5 | ①重要文化的景観「姨捨の棚田」の保全 ③地産地消、旬産旬消をすすめる ⑤林業を活性化させる、さまざまな取り組みを応援する | ②食の安全・安心に配慮した農業をすすめる ④休耕田を有効活用する |
| 2-6 | ①専門家や市民と協働で、魅力ある街路樹や公園をつくる ②動植物に配慮した緑のネットワーク化を図る | |

| | | |
|-----|---|----------------------|
| 3-1 | ①マイバッグを使おう！ | ②環境に配慮した小売店を増やそう！ |
| 3-2 | ①ごみの削減をめざし、3Rを推進する ③木質バイオマスの活用をすすめる(新) | ②残飯などの食品廃棄物を減らす(新) |
| 3-3 | ①不法投棄の監視を強化する ③イベント開催時の「環境配慮ガイドライン」の作成を検討する(新) | ②ポイ捨てやペットのふん害対策をすすめる |
| 3-4 | ①水資源を大切にしてお水をすすめる | ②雨水を活用する |

| | | |
|-----|---|--|
| 4-1 | ①省エネルギーへの取り組みをすすめる ③照明設備の省エネ化をすすめる(新) ⑤バイオマスエネルギーの活用をすすめる ⑦エコドライブを広め、エコカーの普及をすすめる ⑨公共交通の利便性の向上をはかる ⑪自転車に乗ろう！ | ②環境マネジメントシステムの取り組みをすすめる ④再生可能エネルギーの利用や活用を推進する(新) ⑥エコハウスの普及をすすめる(新) ⑧コンパクトシティの構築をめざす(新) ⑩歩行者と自転車にやさしい道をつくる ⑫星空の見えるまちをつくる |
| 4-2 | ①公害のモニタリング調査・監視を継続する ③将来の世代にわたり自然の恵みを等しく享受できる体制づくりを行う(新) ④空間放射線量計測の実施と公表(新) | ②市報・ホームページなどで調査結果を報告する ⑤空き家の適正管理をすすめる(新) |

| | | |
|-----|---|---------------------------|
| 5-1 | ①こどもたちの環境学習をすすめる ③学校・保育所での環境学習を支援する | ②食育・菜園体験に参加する |
| 5-2 | ①市ホームページ(環境部門)への利用をすすめる ③環境学習のサポーター登録、派遣制度をつくる | ②環境講座を開く ④環境施設見学会を実施する |
| 5-3 | ①新たな知見を学ぶ(新) | ②環境問題に関するアンケートを実施する(新) |

※(新)新たなプロジェクト